

J R 四国労組ニュース

平成29年1月31日（No12／1）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

賃金・勤務改正の提案 「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の 一部改正」について提案を受ける！

本部は、1月30日に開催した団体交渉において、「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正」について提案を受けた。また、「エキスパート社員に対する賃貸住宅補給金の給付の取扱い」についても説明があった。

【エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正について】

1 高年齢調整手当の特例措置

高年齢調整手当の支払対象者について、昭和32年4月2日から昭和34年4月1日生まれのを追加する。

なお、支払額、支払対象期間及び支払方法等は現行どおりとする。

※ 新たに支払対象者に追加となった者の支払対象期間は、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢（63歳）に達する日の属する月までとなる。

2 職務手当の新設

エキスパート社員の職務手当を新設する。なお、職務手当は次の各号に定めるところによる。

- (1) 別紙1に掲げる支給基準に該当する者（専らその職に従事する者に限る。）に支給し、その額は月額とする。
- (2) 月の途中において、新たに支給し、又は支給しないことになった場合及びその支給額に変更があった場合は、日割計算による。
- (3) 職務手当はそれぞれ併給しないこととし、資格手当との併給もしない。

3 特殊勤務手当の支給額の改定

エキスパート社員の特殊勤務手当の支給額は社員と同額とする。なお、その他の取扱いは、賃金規程（昭和62年4月社達第90号）第9章の定めを準用する。

4 慰労金制度の新設

65歳に達する日の属する月の末日となることにより雇用契約終了となるエキスパート社員に対して、次の各号に定める慰労金を支給する。

(1) 支給額

支給額は、次の算式により算定して得た額とする。

支給額 = 基準額 × (勤続月数 / 60) × 5

※ 基準額は付加給及び職務手当の合計額とする。

J R 四国労組ニュース

平成29年1月31日(No.12/2)

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

(2) 基準額

ア 在職期間中に基準額が変更された場合

エキスパート社員としての在職期間において付加給又は職務手当が変更された場合は、変更前後の月数の加重平均により算定した額を基準額とする。

イ 短日数勤務制度の取扱い

短日数勤務制度が適用されたエキスパート社員の基準額の算定における付加給額については、付加給（付加給適用表に基づき、原則として定年退職時の等級及び基本給額（100/100）によって決定された額）に209/258を乗じて得た額とする。

(3) 勤続月数

ア 休職等期間の取扱い

エキスパート社員としての在職期間において、次に掲げる休職若しくは出勤停止又はこれらに準ずる理由により現実に職務をとることを要しない期間のある月が1以上ある場合は、それぞれに定める月数（1月未満の端数は分数のままとする。）を勤続月数から除算するものとする。

（ア）育児休職及び介護休職 1／2月数

（イ）出勤停止 1／2月数

※ 計算した勤続月数に1箇月未満の端数がある場合は、その端数は切り捨てるものとする。

(4) 経過措置

職務手当新設前の期間においては資格手当を基準額に算入することとする。

(5) その他の取扱い

慰労金の支給については、退職手当規程（昭和62年4月社達第91号）第5条から第12条まで（ただし、第9条及び第10条を除く。）の規定を準用する。ただし、退職手当規程の準用にあたっては、「退職手当」を「慰労金」、「社員」を「エキスパート社員」又は「退職」を「雇用期間終了」と読み替える。

5 技師の新設

就業規則（昭和62年4月社達第1号）の「運転所、運転区、工場、保線区、土木技術センター及び工事所、機械建築区並びに電気区、電気工事所」の各職制について、各技術主任と同格の「技師」を新設する。なお、技師はエキスパート社員に限定した職であり、現場管理者経験者で会社が指定した者とする。詳細については以下のとおりとする。

※ 主任運転士、主任車掌及び事務主任と同格の技師は設置しない。

(1) 職務内容

主任の職務に属する業務及び技術継承のための指導育成

その他上長の指示する業務

(2) 職務手当

「技師に指定された者」については、11,000円の職務手当を支給することとする。なお、職務手当の支給に関する取扱いは第2項に準ずる。

6 実施時期

平成29年4月1日から実施する。

J R 四国労組ニュース

平成29年1月31日（No12／3）

発行責任者／中濱 斉

編集責任者／幸 大

【エキスパート社員に対する賃貸住宅補給金の給付の取扱いについて】

標題について、1箇月以上継続して単身赴任（通勤困難と認められる場合に限る。）となったエキスパート社員に対して、以下のとおり賃貸住宅補給金を給付することとする。

1 給付範囲

自ら賃貸住宅に居住し、4月1日及び10月1日現在における6箇月分の家賃額が66,000円（月額11,000円）を超える家賃・間代（以下「家賃」という。）を支払っており、かつ単身赴任手当の支給対象となるエキスパート社員とする。ただし、次に該当する場合を除く。

- (1) 社宅（寮を含む。）に居住している者
- (2) 他の会社等から福利厚生として貸与されている住宅等に居住している者
- (3) 本人の配偶者、父母又は配偶者の父母が居住している住宅の一部又は全部を借り受けて、これに居住している者
- (4) その住宅に対し、他からこの補給金に相当する給付を受けている者

2 給付の手続等

賃貸住宅補給金の給付の申請にあたっては「住宅補給金認定申請書」にその事実を証明する書類及び単身赴任手当の支給対象となることを証明する書類を添付して、箇所長に認定の申請をする。

3 その他の取扱い

エキスパート社員に対する賃貸住宅補給金の給付に関するその他の取扱いについては、社員の賃貸住宅補給金の取扱いを準用することとする。

4 実施時期

平成29年4月1日から実施する。

<主な交渉内容>

【組合】これまで組合は、エキスパート社員の労働条件について、引き続き勤務したいと思えるような制度改善を図るべきであると訴えてきたが、なぜ今回、制度改善の提案を行ったのか。

【会社】大量退職時代を迎え要員需給が逼迫する中、エキスパート社員の定着化を目的とし、65歳まで継続就業していただける制度を検討したいと考え、過去の総合労働協約改訂及び春闘時に貴組合より申し入れのあった内容を踏まえて今回提案することとした。

「高年齢調整手当の特例措置」について

【組合】昭和34年4月2日以降に生まれた者の措置はどうするのか。

【会社】今回の措置についても、これまで実施してきた特例措置と同様に当面の特例措置を実施したい。その後の昭和34年4月2日以降に生まれた者については、会社の経営体力等を見極めながらその都度判断することとなる。

【組合】高年齢調整手当を増額すべきである。

【会社】当初、導入段階において5千円を1万円に引き上げた経緯もあり、それにより概ね年収300万円を確保している。また、厳しい経営環境から増額は考えていない。

J R 四国労組ニュース

平成29年1月31日(No.12/4)

発行責任者/中濱 斉

編集責任者/幸 大

「職務手当の新設」について

【組合】なぜ、動力車乗務員は対象外なのか。

【会社】今回の提案において、特殊勤務手当の支給額を改定することにより、動力車乗務員については他の職種と比較して特殊勤務手当の改善幅が大きいことから対象外とした。

【組合】特殊勤務手当は勤務の特殊性を鑑み支給されていることから、職務手当とは切り離して考えるべきである。また、他の職種と比較するのではなく現職の動力車乗務員と比較すべきである。

【会社】貴側の主張は一定程度理解するが、提案内容を変更する考えはない。

「特殊勤務手当の支給額の改定」について

【組合】これまで何度となく組合が主張してきた内容が反映されたと認識している。

【会社】これまでの貴側の要求内容を最大限考慮し支給額を改定することとした。

「慰労金制度の新設」について

【組合】支給額の係数の根拠はないか。また、支給額はどのくらいの金額を想定しているのか。

【会社】基準額により個々で差が生じるが、全体の平均として総額20万円程度を想定している。そのうえで他社の導入事例を参考にしながら係数を付した。

【組合】エキスパート社員の方に65歳まで継続就業していただくのであれば、慰労金を増額するとともに、全員一律の支給にすべきである。

【会社】会社としては、特に要員需給の厳しい現場管理者には現場管理者として残っていただきたいとの考えから、慰労金でメリハリを付け定着化を図るために新設した。同時に現行の会社の体力等からこれ以上の増額は困難な状況である。

【組合】65歳までに退職された方への支給は考えていないのか。

【会社】65歳まで勤めていただくインセンティブと考えており、それ以前に退職された方への支給は考えていない。

【組合】実施時期は平成29年4月1日からとあるが、3月で退職する方にも支給すべきである。

【会社】制度の新設のため、一定の線引きが必要であると考える。

「技師の新設」について

【組合】工務職場及び検修職場での新設であるが、技術継承を図るためにも営業職場及び乗務員職場においても技師を新設すべきである。

【会社】営業職場及び乗務員職場においては、特に現場管理者の需給が厳しいため設置しないが、今後、検討していきたい。なお、エキスパート社員の現場管理者が技師を希望しても、必ずしも全員希望通りになる訳ではない。需給の関係もあるが、助役不足とならないよう対応していきたい。

J R 四国労組ニュース

平成29年1月31日(No.12/5終)

発行責任者/中濱 斉

編集責任者/幸 大

「エキスパート社員に対する賃貸住宅補給金の給付の取扱い」について

【組合】エキスパート社員については、基本的に単身赴任とならないよう配慮すべきである。

また、単身赴任となる場合は、どのような状況を想定しているのか。

【会社】現職中に単身赴任をしており、60歳以降も本人の希望や会社の都合により単身赴任の状況が継続することを想定しているが、会社としては原則、単身赴任とならないよう配慮したいと考える。

交渉終了後、本部は業務対策委員会を開催し、今回提案のあった「エキスパート社員の勤務及び賃金制度の一部改正」については、エキスパート社員の勤労意欲の向上を図るべく、これまで組合が主張してきたものであるが、更なる改善に向け、今後、具体要求を提出し交渉を強化することを確認した。

以 上

別紙 1

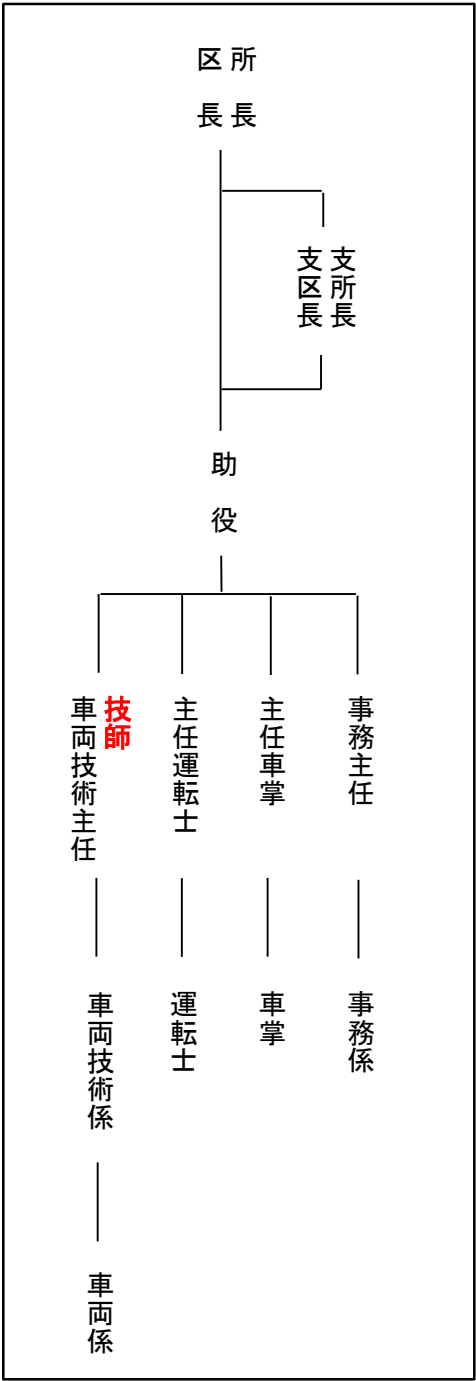
職務手当の支給対象及び基準並びに支給額表

番号	支給対象及び基準	支給額
1	本社及び附属機関に勤務するエキスパート社員のうち、	
	(1) 副長、所長、副所長等の業務を行う者で、特に指定された者	24,000 円
	(2) 機密の事務を取り扱う者で、特に指定された者	10,000 円
	(3) 人事、労働、文書、経理及び秘書的業務等を行う者で、特に指定された者	8,000 円
	(4) 輸送指令長に指定された者	5,500 円
	(5) 前号に該当する者で、特に指定された者	11,000 円
2	研修センターに勤務するエキスパート社員のうち、	
	(1) 講師の業務を行う者	16,500 円
	(2) 前号に該当する者で、特に指定された者	20,500 円
3	現業機関において管理者の業務を行うエキスパート社員のうち、次の A から F に指定された者	
	(1) A ランク	23,000 円
	(2) B ランク	31,000 円
	(3) C ランク	34,000 円
	(4) D ランク	37,000 円
	(5) E ランク	42,000 円
	(6) F ランク	47,000 円
	(7) 総看護長及び副薬剤長	9,000 円
4	(1) 動力車乗務員のうち、乗務員の技術指導を行う者として、特に指定された者	11,000 円
	(2) 運転区所において交番担当として、特に指定された者	
5	保健師及び安全衛生業務規程（平成 11 年 1 月社達第 23 号）の定めに基づき地区担当に指定された看護師長又は看護師	2,800 円
6	(1) 列車乗務員のうち当直担当として指定された者	9,000 円
	(2) 工場において工場作業主任者として指定された者	
	(3) 電気区において駐在主任者として指定された者	
	(4) 運転区所において検修作業主任者として指定された者	
	(5) 列車乗務員のうち乗務員の技術指導を行う者として、特に指定された者	
7	技師に指定された者	11,000 円

【参考】

技師新設後における指揮命令系統の例

○ 運転所、運転区



○ 保線区、土木技術センター及び工事所

